

芽室町生活排水処理基本計画

(平成30年度～平成32年度)

芽室町
住民生活課生活環境係
平成30年3月

=目 次=

1	はじめに	1 頁
2	計画の位置づけ	2 頁
3	基本方針	3 頁
4	目標年次	3 頁
5	生活排水処理状況	4 頁
6	生活排水の処理体系及び処理主体	5 頁
7	生活排水処理基本計画	6 頁

1 はじめに

芽室町は、北海道の東南部、十勝平野の西部に位置し、町の東南部は帯広市、西北部は清水町、音更町、鹿追町に隣接し、東西22.6km、南北35.4km、面積513.76km²を有しています。

気候は、地理的位置からみて、温帶中北部に属した寒暖の差が大きい大陸性気候の地帯に属し、季節的には、夏期の高温、冬期の低温、乾燥の循環が顕著に現れ年間を通して晴天日数が多く、湿度も比較的低いところです。

地勢は、総体的には概ね平坦ながら、北部は段丘高台地をなし、南部及び東部は広大な平坦地で、西部は自然の丘陵が起伏しながら日高連峰に連なっています。

河川は、町の北部を西から東に貫流する十勝川があり、さらに、日高山脈の分水嶺に源を発し、南北に流れ十勝川にそそいでいる美生川、芽室川、帯広川があってその流域に肥沃な平坦地が開かれています。

人口は、平成29年3月末日現在18,809人、世帯数は7,859世帯となっており、全国的にも少子高齢化の傾向とともに総人口の減少化が進み、本町においても、平成22年9月末の人口19,408人をピークに緩やかな減少傾向にあります。

本町の基幹産業である農業は、肥沃な大地と気候条件に恵まれ、小麦・てん菜・ばれいしょ・豆類・スイートコーンなどの畑作では、道内有数の生産量を誇っています。

工業は、地理的な物流条件の良さや、帯広市に隣接しているという立地条件を活かし、農産物などの豊富な地場資源を活用した食料品製造業を中心に発展しており、さらに工業団地の造成・企業の誘致などを通じ、町の活性化を図っています。

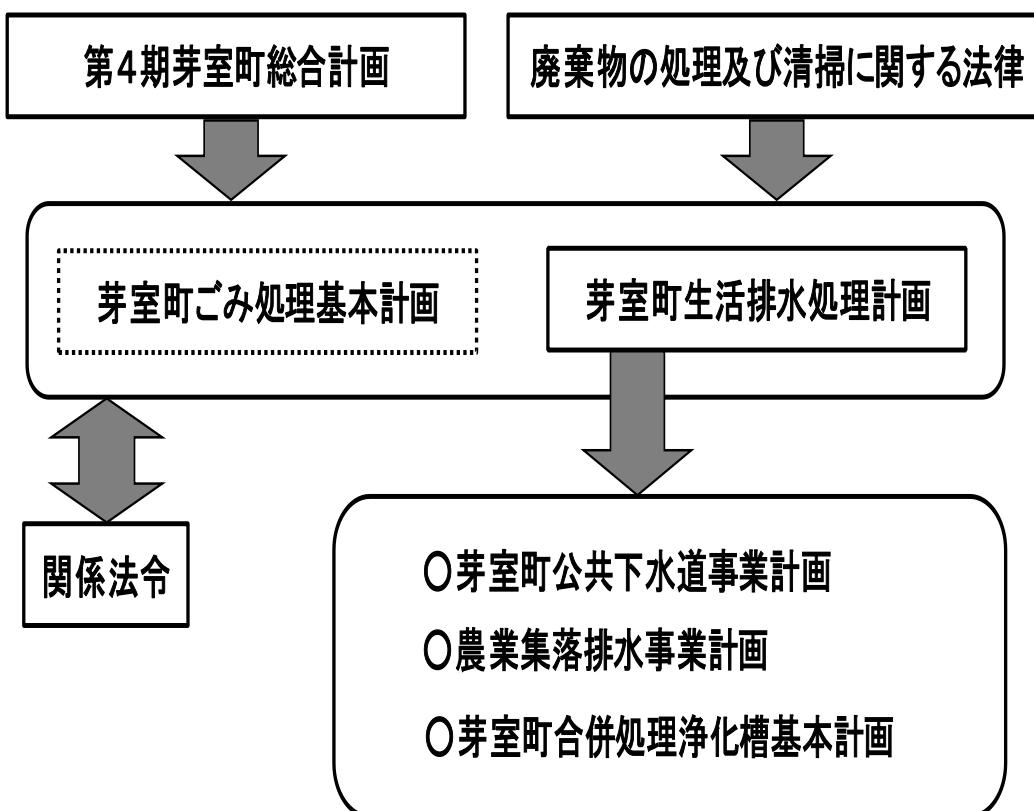
本町の生活排水の処理状況は、一部農村集落において、昭和53年度から集落排水が供用開始し、市街地においては昭和55年度から公共下水道が供用開始になり処理されているところであり、その他の農村地区においては、平成6年度から合併処理浄化槽の整備を開始し、その結果、平成28年度末生活排水処理率が97.1%に達し、生活環境の改善を図っています。

2 計画の位置づけ

し尿及び浄化槽汚泥については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で、ごみと同様に一般廃棄物に位置づけられ、廃棄物処理法第6条第1項の規定で、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

生活排水処理基本計画は、町が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法などの生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

本計画は、芽室町ごみ処理基本計画、し尿等前処理施設整備基本計画（十勝環境複合事務組合）との整合性を図りながら、本町における適正な生活排水処理の推進を図るもので



3 基本方針

私たちのまちをより美しい環境にし、より快適な生活を営むため、公共下水道・合併処理浄化槽・農業集落排水処理の各事業により生活排水の適正処理を行い、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公共衛生の向上を図ることを目的とします。

生活排水対策の基本として、排水の適正処理に関する啓発とともに、生活排水処理施設を逐次整備していくために、次の4つの基本方針に基づき進めることとします。

方針

**1 公共下水道区域の未接続家屋への接続指導を行い、
公共下水道の利用の促進を図ります。**

**2 公共下水道整備が困難な地域については、各戸又は
共同の合併処理浄化槽により処理します。**

**3 単独処理浄化槽を設置している家庭や事業所につい
ては、生活排水の処理を進めるため、個別の状況を勘
案しつつ合併処理浄化槽への転換を指導します。**

**4 町民や事業所等に合併処理浄化槽設置を浸透させる
ため、啓発運動の推進を図ります。**

4 目標年次

本計画の計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、将来的には、町が策定する「芽室町総合計画」の構想に生活排水処理の観点を取り入れられるよう、芽室町総合計画の実施期間と整合を図ります。

5 生活排水処理状況

本町における生活排水の処理状況は表のとおり、平成28年度において計画処理区域内人口18,809人のうち、18,260人については、生活排水の適正処理がなされています。

公共下水道は、昭和49年度に事業認可を受け市街地を処理区域として整備され、昭和56年3月から供用開始となり現在に至っています。

また、一部農村集落においては昭和53年度から農業集落排水施設の供用開始となり、平成9年度から平成10年度に施設の機能強化を行ってきました。

公共下水道、集落排水区域外は平成6年度から合併処理浄化槽が設置され、各戸で供用を開始しています。

単独処理浄化槽については、平成12年度から地下水の汚染防止及び公共水域の保全を目的に新規設置が禁止されたことで、合併浄化槽への転換が進められています。

表 芽室町生活排水処理状況（芽室町全体）

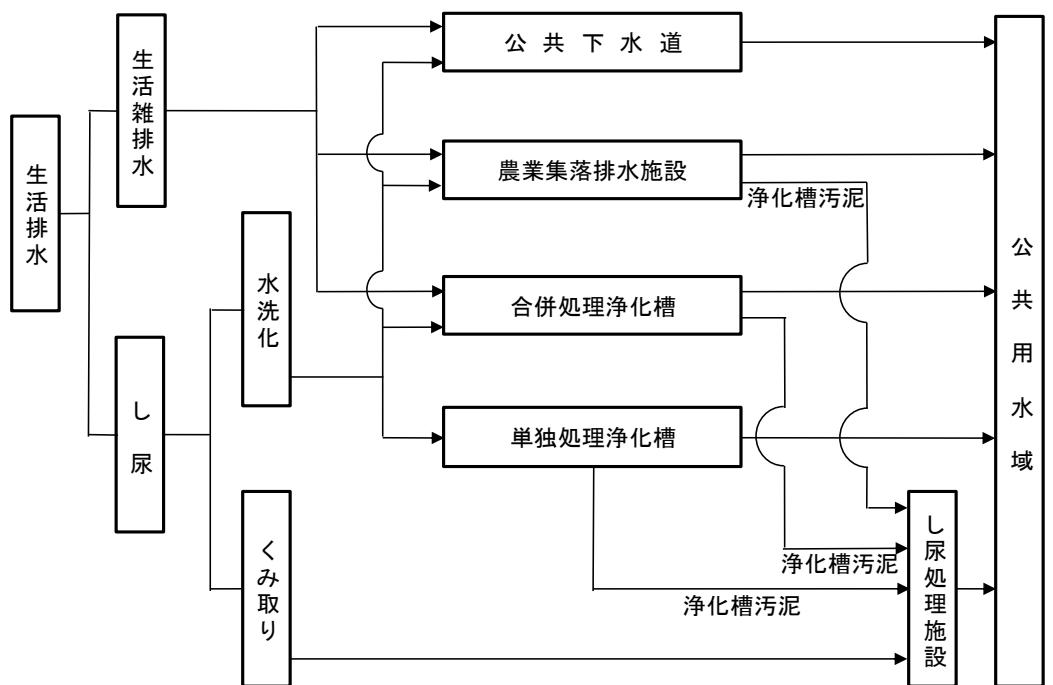
(各年度末人口 単位：人)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1. 計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	19,311	19,233	19,068	18,950	18,809
2. 水洗化・生活雑排水 処理人口	18,780	18,665	18,520	18,397	18,260
(1)コミュニティプ ラント	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽	3,785	3,674	3,639	3,604	3,525
(3)公共下水道	14,819	14,805	14,719	14,627	14,581
(4)農業集落排水施設	176	186	162	166	154
3. 水洗化・生活雑排水未処 理人口(単独処理浄化槽)	36	34	15	15	15
4. 非水洗化人口	495	534	533	538	534
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

6 生活排水の処理体系及び処理主体

(1) 処理体系

本町における生活排水の処理体系は、次の図のとおりです。



※公共用海域とは浄化した排水を河川へ流入することです。

(2) 処理主体

本町における生活排水処理主体は、次の表のとおりです。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	芽室町
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	芽室町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	芽室町・個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	十勝環境複合事務組合

7 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

① 生活排水の処理目標

目標年度の平成32年度で98.0%の生活排水処理率を目標とし、「3 基本方針」に掲げた4つの方針をもって、公共下水道と集落排水施設及び合併処理浄化槽による適正処理を進めるため、整備していきます。

ア. 生活排水処理の目標

	現 在 (平成28年度)	目 標 年 度 (平成32年度)
生 活 排 水 処 理 率	97.1%	98.0%

イ. 人口の内訳

	現 在 (平成29年3月31日現在)	目 標 年 度 (平成32年度)
1. 行政区域内人口	18,809人	18,437人
2. 計画処理区域内人口	18,809人	18,437人
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	18,260人	18,044人

※平成32年度の水洗化・生活雑排水処理人口は「し尿等前処理施設整備基本計画（十勝環境複合事務組合）」より芽室町分抜粋

ウ. 生活排水の処理形態別内訳

(単位:人)

	H28実績	H29	H30	H31	H32 目標年度
1. 計画処理区域内人口	18,809	18,562	18,521	18,480	18,437
2. 水洗化・生活雑排水 処理人口	18,260	18,096	18,081	18,064	18,044
(1) コミュニティプラ ント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	3,525	3,058	3,006	2,952	2,894
(3) 公共下水道	14,581	14,880	14,920	14,960	15,000
(4) 農業集落排水施設	154	158	155	152	150
3. 水洗化・生活雑排水未処理 人口 (単独処理浄化槽)	15	0	0	0	0
4. 非水洗化人口	534	466	440	416	393
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※平成32年度の水洗化・生活雑排水処理人口は「し尿等前処理施設整備基
本計画（十勝環境複合事務組合）」より芽室町分抜粋

② 生活排水の処理区域及び処理人口

本町が生活排水処理対策として、処理施設の整備を検討していく区域に
ついては、公共下水道及び農業集落排水施設の整備状況、地区の特性、周
辺環境、水源地の保全、地区の要望等から区域を定め、その処理方法は公
共下水道・農業集落排水施設及び合併処理浄化槽とします。

合併処理浄化槽設置整備事業を推進する区域は、公共下水道計画区域外
及び農業集落排水施設区域外とします。

③ 施設及びその整備計画の概要

	計画処理区域	計画処理人口 (人)	整備予定年度
公共下水道	公共下水道 計画区域	15,000	昭和49年度～ 平成32年度 (全体計画目標年次)
農業集落排水施設	上美生集落排 水区域	290	整備済み
合併処理浄化槽	行政区域の内農 業集落排水区域 及び公共下水道 計画区域を除く 区域	4,200	平成6年度～平成 34年度(平成6年 度から事業実施)
し尿処理施設		130k1/日 (十勝川浄化セ ンター)	平成30年度

(2) し尿・汚泥の処理計画

① 現況

本町のし尿の収集・運搬については、一般廃棄物処理業許可業者1社へ委託し、概ね年4回の計画収集を原則とし、委託業者への申し込み制としています。

浄化槽汚泥の収集・運搬については、一般廃棄物処理業許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施しています。

また、公共下水道事業、農業集落排水事業の区域以外の区域については、個別排水処理施設整備事業として、町が合併処理浄化槽を設置しています。

その他、民間設置、住宅用途以外の浄化槽があり、適正な維持管理の指導に努めています。

② し尿・汚泥の排出状況

「6 (1) ①生活排水の処理形態別内訳」に基づいたし尿・汚泥の排出状況は、次の表のとおりです。

表 し尿・汚泥の排出状況

	現 在 (平成28年度)	目 標 年 度 (平成32年度)
くみ取りし尿	3.7 kL/日	1.2 kL/日
単独処理浄化槽汚泥	0.0 kL/日	— kL/日
合併処理浄化槽汚泥	7.6 kL/日	6.1 kL/日
合 計	11.3 kL/日	7.3 kL/日

※「し尿等前処理施設整備基本計画（十勝環境複合事務組合）」より芽室町分抜粋

③し尿・汚泥の収集運搬計画

現在の収集・運搬は、委託により行っており、今後もこの体制を基本として継続していきます。

なお、収集・運搬量は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備・普及に伴い、し尿量は減少、浄化槽汚泥量は増加し、人口の減少もあり、その合計量は減少することが予測されるため、その時々の状況に応じた効率的な収集体制を常に検討していく必要があります。

④し尿・汚泥の処理計画

し尿及び農業集落排水施設汚泥、浄化槽汚泥の処理については、十勝環境複合事務組合が管理する中島処理場で処理していましたが、老朽化が著しいことから、平成30年3月31日をもって受け入れを停止し、同年4月1日から十勝川浄化センター内の汚水処理施設で処理することになります。

(3) その他

生活排水対策の必要性及び浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、広報誌等を通じてその徹底に努めます。